



基 発 第 3 6 6 号

平成12年5月18日

都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

### 運動競技に伴う災害の業務上外の認定について

標記については、昭和32年6月3日付け基発第465号「運動競技会に出場中の労働者の被った災害に係る業務上外の認定について」（以下「旧通達」という。）により取扱いを指示してきたところであるが、近年、企業に所属して運動競技会出場又は運動競技の練習（以下「運動競技」という。）を行う者の中には、運動競技を行うことを業務とする労働者が増加する等その態様が著しく変化している状況が見られるところである。

このため、企業に所属して運動競技を行う者に関して本省において実施した実態調査の結果等を踏まえ、運動競技に伴う災害の業務上外の認定に当たっての判断要件を下記のとおり定めたので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達をもって廃止するものとする。

### 記

#### 1 運動競技に伴う災害の業務上外の認定に当たっての判断要件

運動競技に伴う災害の業務上外の認定については、他の災害と同様に、運動競技が労働者の業務行為又はそれに伴う行為として行われ、かつ、労働者の被った災害が運動競技に起因するものである場合に業務上と認められるものであり、運動競技に伴い発生した災害であっても、それが恣意的な行為や業務を逸脱した行為等に起因する場合には業務上とは認められないものである。

ここでいう「業務行為又はそれに伴う行為」とは、運動競技会において競技を行う等

それ自体が労働契約の内容をなす業務行為はもとより、業務行為に付随して行われる準備行為等及びその他出張に通常伴う行為等労働契約の本旨に則ったと認められる行為を含むものであること。

また、ここでいう「業務行為」とは、以下の要件を満たすものであること。

(1) 運動競技会出場に伴う災害について

労働者の運動競技会出場については、以下に掲げる「対外的な運動競技会」又は「事業場内の運動競技会」の区分毎に、次に掲げる要件のいずれをも満たすこと。

イ 対外的な運動競技会

(イ) 運動競技会出場が、出張又は出勤として取り扱われるものであること。

(ロ) 運動競技会出場に関して、必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ（競技団体等が全部又は一部を負担する場合を含む。）、労働者が負担するものではないこと。

なお、労働者が個人として運動競技会に出場する場合において、上記（イ）及び（ロ）の要件を形式上満たすにすぎない場合には、事業主の便宜供与があったものと解されることから「業務行為」とは認められないものであること。

ロ 事業場内の運動競技会

(イ) 運動競技会は、同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること。

(ロ) 運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものと取り扱われること。

(2) 運動競技の練習に伴う災害について

労働者が行う練習については、上記（1）のイに掲げる要件に加え、事業主が予め定めた練習計画に従って行われるものであること。

なお、ここでいう「練習計画」は、

① 練習に係る時間、場所及び内容が定められていることが必要であること。

② 事業主が予め認めた範囲内において、労働者に当該練習計画の変更についての裁量を与えられているものであっても、これに該当するものであること。

したがって、練習計画とは別に、労働者が自らの意思で行う運動は、ここでいう「運動競技の練習」には該当しないものであること。

## 2 運動競技を行う者の労働者性の判断について

- (1) 運動競技に伴う災害についての業務上外及び通勤災害の認定に際して、労働者性の判断を行う場合は、従来からの労働者性判断の考え方にに基づき、形式的な契約形式にとらわれることなく、労務提供の実態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を総合的に勘案して実質的な使用従属関係の有無を判断するものであること。
- (2) 企業に所属して運動競技を行う者（いわゆる企業スポーツ選手）の中には、労働契約に基づき労働者として運動競技を行う者や労働契約によらないでいわゆるプロ契約選手として運動競技を行う者が混在する状況にあることにも留意すること。

## 3 本通達の運用に当たっての留意事項について

- (1) 上記1の(1)の「対外的な運動競技会」とは、例えば、労働者が、所属する事業場の代表選手として出場する事業場間の対抗競技大会や所属する企業の代表選手として出場する実業団競技大会等の企業間対抗競技大会のほか、日本代表選手として出場するオリンピック競技大会等の国際的競技大会や各都道府県代表選手として出場する国民体育大会等の全国的競技大会が該当するものであること。

また、「事業場内の運動競技会」とは、同一事業場や同一企業に所属する労働者等が出場する運動競技会をいい、いわゆる「社内運動会」が該当するものであること。

- (2) 運動競技に伴って宿泊を要する場合の宿泊施設等における災害や住居から競技会場までの往復等に伴う災害については、出張中の災害や通勤途上の災害に関する従来からの取扱いによること。